

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（382））
2. 日時：平成29年9月29日 10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全調査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、
穂藤保安規定係長

（地震・津波研究部門）

藤田技術研究調査官、福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他9名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性に関して「隣接事業所敷地に関する審査案件等への対応」及び「ブローアウトパネルに関する対応方針」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<隣接事業所敷地に関する審査案件等への対応>

- 隣接事業者敷地での火災により影響がある防火帯及び防潮堤の火災防護対策に関して、原電が隣接事業所敷地の管理をどの範囲まで強制力をもって管理できるのか法的な根拠も含めて整理して説明すること。
- 可搬型設備保管場所等を配置する箇所は隣接事業所の所有地だが原電が管理することについて、原電が主体的に管理できるとした妥当性を法的な根拠も含めて整理して説明すること。
- 防火帯内側の敷地内に設置する隣接事業所連絡道路における外部火災影響について、整理して提示すること。
- 隣接事業者敷地からの火災影響がある防火帯及び防潮堤について、影響があったとした箇所の選定理由と火災影響対策を具体的に整理して提示すること。
- 隣接事業者の敷地上に設置する防火帯について、自社の管理と同等の管理ができることを整理して説明すること。

<ブローアウトパネルに関する対応方針>

- ブローアウトパネルが、解析上どれくらいの差圧で確実に開放するのか、1枚も開放しないことはないのか、整理して提示すること。
- ブローアウトパネルの構造や設置状態を図面とともに整理して提示すること。
- ブローアウトパネルに関する対応方針について、事故時と竜巻発生時では条

件及び要求する機能が異なることを踏まえて、それぞれの対応方針を整理して提示すること。

- ブローアウトパネルについて、当初設計での設置場所、枚数等の設計の考え方を提示するとともに、ブローアウトパネルの開放枚数を減らすことの妥当性を整理して提示すること。
- 蒸気影響評価に関して、各区画の空間温度の許容値や、破断を想定する配管、破断箇所、空調条件等の事故時の状況を網羅的に想定して問題ないとする妥当性及び代表性を整理して提示すること。
- ブローアウトパネルの設計を見直した場合の事故解析の見直しの要否等、設計への波及影響について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 隣接事業所敷地に関する審査案件等への対応について
- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネルに関する対応方針について